

主任介護支援専門員更新研修 受講要件②

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

- ◆ 令和2年度実施研修（令和3年1月13日現在）
 - ※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。
 - ※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.14】

研修名称	改正介護保険とこれからの主任介護支援専門員としての心構え
日程	令和3年3月6日(土) 午前10時00分から午後4時00分まで
場所	※Webを利用したリモート研修により実施
申込期間	令和3年1月15日(金)～令和3年2月15日(月)
内容	講義 <ul style="list-style-type: none"> ・改正介護保険制度に対する理解 ・2025・2040年問題へ向けての介護支援専門員が果たす役割 ・多職種連携の重要性 ・地域包括ケアシステムの中でのケアマネジメントの実践 ・主任介護支援専門員として地域共生社会を実現するために
対象者	下関市内に在住、または勤務先がある主任介護支援専門員・介護支援専門員
定員	50人程度
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する問い合わせ先	(所属) 下関市介護支援専門員協会 (氏名) 畑野 和江 (電話) 083-287-2870
備考	研修案内URL https://www.y-cmajp/index/page/id/1006